

覚 書

■■■■■（以下「甲」という。）と福岡市（以下「乙」という。）は、乙が所有する土地（福岡市西区小戸三丁目1862番15、以下「乙土地」という。）上に、別紙に示す甲が所有管理する電線及び植栽（以下「当該物件という。」が存在することを確認した。

そのため、甲及び乙は下記の事項について確認し、確認の証として、本覚書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

- （1） 当該物件については、甲が将来において撤去すること。
- （2） 当該物件の維持管理は甲が行い、甲が責任を持つ。
- （3） 本覚書は、乙土地の所有権を承継した第三者及び甲の当該物件の所有権を承継した第三者にそれぞれ承継する。
- （4） この覚書は、別紙に示す当該物件が除却された時点において、失効する。
- （5） この覚書に定めがない事項については、双方協議のうえ定めるものとする

令和 7 年 8 月 15 日

甲

持分2分の1

持分2分の1

乙

福岡市中央区天神1丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎



(別紙)

